

2020年～2021年度 国際ロータリーのテーマ



ロータリーは機会の扉を開く



土浦ミュージアムコレクション No.34

瓦塔・瓦堂 (平安時代 9世紀) 複製品

平安時代の初め頃、集落の中に小さなお寺がつけられました。写真は、お堂の中に置かれたミニチュアの五重塔とお堂です。今泉の遺跡で発見された破片を基に復元しました。
(土浦市立博物館蔵)

2020～21年度 国際ロータリー会長
ホルガー・クナーク 氏

4月は母子の健康月間です。

2020～2021年度(第63期 飯山年度)

4月第1例会プログラム

4月1日(第3045回) VOL.26

- 点 鐘
- 国歌斉唱
- ロータリーソング
- ビジター紹介
- 会長挨拶
- 幹事報告・委員会報告
- 誕生祝・入会記念祝・結婚記念祝
- 「ロータリーの友」紹介
- にこにこBOX報告
- 出席報告
- 点 鐘
- クラブソング

- 会 長
- 奉仕の理想
- 親睦活動委員会
- 親睦活動委員会
- 公共イメージ委員会
- S.A.A
- 出席委員会
- 会 長
- ともに歩もう

RI(国際ロータリー)の創立:1905(明治38) 日本のロータリー創立:1920(大正9)

RI第2820地区 茨城県

RI(国際ロータリー)承認 日本国内247番
創 立 1958年2月14日(昭和33年)
承 認 1958年3月 7日(昭和33年)
事務局:土浦市中央2-16-9(常陽銀行4F)

土浦ロータリークラブ

姉妹クラブ RI第3520地区 台北陽明扶輪社
会長 飯山 孝之 幹事 關本 淳一

TEL 029-822-1250 FAX 029-824-8830

URL <http://www.tsuchiura-rc.org> E-mail office@tsuchiura-rc.org

例会場: L'AUBE Kasumigaura 毎週木曜日 12:30~13:30

卓話「刑事事件において弁護士はどのような仕事をしているのか。」

高田 知己 職業奉仕委員長

1 弁護士の業務は、守秘義務がとても強く要求されます。実際にあった具体的な事件の話は面白いというか、興味深い話が色々ありますが、詳しくお話するのは難しいです。

弁護士というのは実際にどのような仕事をしているのか、弁護士でない人にはあまりわからない分野なのではないでしょうか。そこで今日は、刑事弁護について、しかも、凶悪犯ではなく、弁護士が日常的に活動している分野の犯罪についてお話してみたいと思います。

2 はじめに、弁護士はなぜ犯罪者を弁護するのか?

(1)これについては、よく人から聞かれることがあります。例えば少し前になりますが、オウム真理教のとき。あのような人達をなぜ弁護するのかとよく言われました。確かにそのような気持ちもわかります。例えば、実際に経験した話で、ラジオで流れてきた強盗殺人事件のニュースを聞いたとき、私も、そんな人は死刑で良いのではないかと瞬間的に思いました。しかし、その後、私がその事件を担当することになり、実際に犯人にあってみると、その人にはその人の環境・状況があり、家族もいます。やはり死刑にするのは忍びないという気持ちになり、頑張って弁護をしました。

(2)ちょっと脱線しましたが、弁護士がなぜ犯罪者の弁護をするのか。おそらく弁護士によっても考え方が違うところかと思いますが、私の考えを述べてみたいと思います。

ア まず、将来二度と悪いことをしないようにする。ということを大事に考えています。どんなに悪い人でも、死刑にならない限り、いずれ社会に戻ってきます。その時に、二度と被害者を出さないようにしたいと思っています。ここで、無期懲役について少しお話をしてみます。無期懲役は終身刑、つまり死ぬまで刑務所にいるという刑罰ではありません。無期懲役でも社会に戻ることは少なくありません。

刑法28条 懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができます。と規定されています。つまり、法律上は、10年すると出られる可能性があるのです。とはいつてもさすがに10年出てくることはないようですが、統計によると20年ほど前は平均20年、最近では平均30年以上の刑務所生活を送ったところで出られる可能性が出てくるようです。

イ 次に、被害者の方に被害弁償をするための窓口になることです。被害者の方が、犯罪者と直接交渉して被害弁償を実現するということは、やりにくいところもあるのが実際だと思います。犯罪者の代わりに窓口となって、被害者救済のためにお手伝いすることも弁護士の大切な役割だと考えています。ただ、多くの犯罪者がお金を全く持っていないということも多く、実際に動ける機会は限られてしまいます。

ウ 最後に犯罪者の人権を守る必要があるためです。犯罪者でも人間です。人間である以上人権は守らなければならないことだと思います。今は、あまり聞くことはありませんが、暴力的な取り調べというものも過去にはあったようです。弁護士が、常に注意していなければならないことだと思います。それと、どんなに悪い人でも一人ぐらい味方になってあげる人がいないとかかわいそうすぎるということもあるかもしれません。

3 どんなときに逮捕されるか。

(1)もちろん、殺人、強盗などをすれば逮捕されるのは当然ですね。万引きなども窃盗ですので、場合によっては逮捕されます。覚せい剤の使用や所持、これももちろん逮捕される可能性の高い行為です。ちょっと脱線しますが、覚せい剤使用という犯罪は繰り返してしまうことの多い犯罪です。覚せい剤の依存性はとても強く、一度手を染めると一生苦しまなければなりません。覚せい剤を打ったときの効果というのは、人によって違うようです。弁護士は、覚せい剤を打ったときの感覚について、警察官や検察官が使用者から聞き取った詳細な書面を、裁判にあたって読むことになります。確かにとても快感があると答える人もいますが、少ない人が、まったく気持ちよくないと答えています。でも、依存性は、効果に関わらず高いので、繰り返してしまうのです。本当にかわいそうですね。

(2)車でスピード違反をすると逮捕されるでしょうか?
道路交通法によれば、最高速度または法定速度を超える速度で進行した場合、6ヶ月以下の懲役、または10万円以下の罰金に処すると定められています。よって、スピード違反も懲役刑もある立派な犯罪なので、逮捕される可能性はあります。ただし、スピード違反の場合、証拠隠滅のおそれや逃亡のおそれがないとして、通常は逮捕されません。警察に制止されたのに従わず、警察の追跡を振り切って逃走しようとした場合などでもない限り、逮捕されないでしょう。ただし、大幅な速度超過の場合は逮捕される可能性があります。

(3)子供をしつけのために叩いた場合はどうでしょうか?
確かにしつけは大切です。一定の範囲では親の正当な行為となると私は考えています。でも、たたき方に失敗して、けがをさせてしまったらどうでしょうか。結論としては、多少であっても子供にけがをさせると逮捕される可能性は十分にあります。実際にそういう事件の弁護をしたこともあります。このような場合には、被害者との示談といっても、加害者が示談の当事者となる親なので、示談もできず、なかなか大変なことになります。

4 逮捕されるとどうなるの?

(1)逮捕されると、警察署または拘留所の中で身柄を拘束されます。私の所属する土浦支部の範囲だと、警察署は、土浦・つくば・牛久・竜ヶ崎・取手・行方・鹿島・神栖にあります。そのうち女性が行くのは、つくば・牛久・行方の三つです。拘留所に拘束されることもたまにあります。拘留所は土浦市国分町にあり、男女どちらも入れます。逮捕されると、携帯電話は取り上げられます。もちろん電話は禁止です。自由はなくなり、トイレも許可制らしいです。逮捕された場合通常は、家族には警察から電話をしてもらえます。それで、着替えとかの差し入れをしてもらうことになります。弁護士には、頼れば必ず連絡を取ってくれます。逮捕されても、逮捕手続きだけは、長くても3日間しか身柄を拘束されません。その間に、より長く身柄を拘束して取調べなどをするかどうかを決めることになります。これを決めるのは、裁判官と検察官です。

(2)裁判官と検察官と弁護士の関係
この三者は、法曹三者とよばれ、司法試験に合格した後、司法研修所で勉強して、その卒業試験に合格した人で構成されています。この司法研修所に配属されたとき、それぞれ裁判官や、検察官、弁護士の道を選択します。司法研修所では、学生は、それぞれ裁判所、検察庁、弁護士事務所には配属されて、実際の仕事をしたり、参加したりして勉強することになります。この学生のことを司法修習生といいます。多くの人にとって、楽しかったといわれる時代です。私は、もちろん、裁判官や検察官になったような気分で勉強することができるので、楽しいという側面もありましたが、勉強勉強の日々ではあるので、大変でした。特に卒業試験は、朝から晩まで5日間行われる過酷な試験で、あれだけは二度と受けたくないです。

5 逮捕後の手続き

(1)まず、検察庁に行って検察官から取り調べを受けます。これによって比較的長期間である10日の勾留請求をするかどうかが決まります。検察庁は、土浦の裁判所の近くにあり、検察庁に行くのは、逮捕された翌日が多いようです。そして検察官が勾留請求をしたら、今度は裁判所に行って、直接裁判官と会ってお話することになります。この結果、裁判官が検察官の勾留請求を却下するかどうか決めることになります。検察官が勾留請求をした場合、裁判官は結果として、ほとんどの勾留請求を認めています。数年前の統計ですが、検察官の勾留請求を却下した比率は2.6パーセントにすぎないようです。修習生の時に、裁判所でこの裁判官の勾留質問を横で聞かせてもらえる機会がありました。裁判官は一応書類を丁寧に見ていましたが、結果としてはすべての勾留請求を認めていました。

(2)さて、裁判官が勾留を決定したら、10日間身柄を拘束されることになります。もちろん、必要がなくなれば解放されますが、なかなか10日以内に出られることは少ないです。むしろ、さらに10日間延長することができるので、結果20日身柄を拘束されて取調べをされることも多いです。この期間に入ると、弁護士以外とも面会ができるようになります。警察署によって少し違いますが、だいたい午前9時から12時、午後13時から16時の間で、平日に一日1回20分、人数は3人までと制限されています。また、面会中は警察官が立ち会うことになります。しかし、これも絶対ではありません。面会禁止の処分を受けている場合、面会はもちろん手紙すらだめです。弁護士とだけは、基本的には好きな時間に好きなだけ会えます。

(3)洋服は私服OKです。ただし、自殺防止のため、紐がついているものはだめです。1000円程度で、特別注文のご飯を頼むこともできます。また、家族や人によっては、弁護士から差し入れてもらうことで、本や漫画なども読めます。

(4)この10日ないし最大20日の拘束期間中、捕まった人は、現場にいたり警察署の中で犯行を再現したり色々ありますが、大切なのは調書の作成です。調書というのは、警察官や検察官が作成する書類で、内容は罪を犯した人が、自分がどのようなことをしたのかを記載する書面になります。最後に内容を確認して署名と指印(いん)をします。これはとても大切な証拠となります。調書の中で、一度自分に不利なことを認めてしまうと、真実でなくとも不利なことが真実となってしまうおそれすらあります。逮捕で72時間以内。その後10日+10日で最大20日取り調べを受けます。そしてこの期間の満期日に起訴不起訴が決まります。起訴されれば、裁判が行われることになります。不起訴であれば、通常釈放となります。起訴されるとそのまま身柄拘束が続き、多くの場合大体2か月後に裁判が開かれます。



6 いつから弁護士が活動するのか？

(1) 弁護士はいつからつけられるのでしょうか。答えは、いつでも付けられます。実際に、逮捕されそうだからと言って事務所に来て契約して行く人も、たまにはあります。ただ、多くの場合は逮捕後です。まず、えん罪の時は、逮捕直後の活動が大切になります。知っている弁護士がいて、その人がすぐに来てくれるれば良いのですが、弁護士を知らない人のほうが、とても多いです。そのために、弁護士会では当番弁護士制度というのを設けています。逮捕後、すぐに当番を頼めば、48時間以内、実際には24時間以内に弁護士が駆けつけるシステムです。

(2) 国選弁護士と私選弁護人のちがいは？

国選弁護人という言葉は聞くことはないでしょうか。契約を結んで好きな弁護士を頼むのが私選弁護人、裁判所を通して登録名簿に従って配点してもらうのが国選弁護人です。私選弁護人はお金がかかりますが、国選弁護人は、とりあえずお金がいらないというところに違いがあります。では、どのようなときに国選弁護を頼めるのでしょうか。一応弁護士を頼む費用を持っているか否かも基準となると言われています。しかし、お金は持っているが頼む弁護士がない場合でも、国選弁護人をつけてくれます。ただし、国選とは違って、お金を持っている人の場合には、後から費用を請求される場合もあります。国選はあまり何もしてもらえないという話も聞きますが、刑事弁護については皆さん頑張ってやっている人が多いと思います。しかし、国選の場合は、刑事弁護以外のサービスはあまり期待できないかもしれません。私選弁護人の最大のメリットは、契約内容によっていろいろなことをしてもらえます。もっとも必要性が高いのは、会社の経営者などかと思えます。従業員や家族とも、もちろん面会はできますが、面会の時間や回数に制限があります。弁護士にはないので、会社経営の指示など弁護士を通じてすることができます。

7 出られる？ 保釈制度について

不幸にして起訴されてしまった後、身柄拘束が続いている場合には、保釈という制度を利用することによって、身柄拘束から抜け出せる可能性があります。そもそも、裁判まで身柄を拘束されているのは、逃亡や証拠隠滅のおそれがあるためということになっています。そこで、弁護士から、そのおそれがないという書面を作ってもらい、保釈請求を行うことによって、外に出られる可能性があります。ただし、保釈の場合には保釈金というものを裁判所に払う必要があります。有名な保釈金だと、元日産のゴーンさんが10億円、元プロ野球選手の清原さんが500万円でした。では、これはどういうお金なのでしょう。私は、子供のとき、お金持ちだとお金を払って外に出られるのかな？とっていました。しかし、かならずしもお金持ちだけの特権ではありません。まず、一般の人の場合には、通常200万円から300万円ぐらいが保釈金となります。そして、このお金は逃亡しなければ返してもらえます。また、この保釈金を貸してくれる日本保釈支援協会とともあります。

8 実際の裁判はどうなるの

土浦の裁判所では、裁判員裁判は行っていません。裁判官3人で行う事件もありますが、ほとんどの裁判は裁判官一人でやります。裁判員裁判については、凶悪事件が対象で、ひとつの基準ですが、強盗だと裁判員裁判になりませんが、強盗をして人にけがをさせると裁判員裁判になります。ほとんどの裁判が、自分の犯した罪を認めている事件です。このような場合には、起訴後約2か月で、大体1時間以内の裁判が行われます。そして、その10日後から2週間後に判決が行われます。5分程度で終わることが通常です。裁判では、少数の例外を除くと、執行猶予判決と実刑判決の2種類があります。執行猶予判決の場合には、先ほどの保釈で出ていない場合、判決後身柄が解放されます。裁判中は手錠・腰縄ですが、判決後はこれらがつけられることはありません。実刑判決の場合には、手錠・腰縄でそのまま警察署・拘留所に戻ります。聞くところによると、だいたい1か月以内に刑務所にうつるようです。刑務所に空きがなくて、半年も拘留所にいた人もいます。もちろん刑期は刑務所に行かなくてもカウントします。どこの刑務所に行くかは、本人から聞かなければわかりません。なので、家族には手紙を書いて、どこの刑務所に行ったかを知らせるようにアドバイスするようにしています。

以上

幹事報告

第64期 第3回 事前理事会報告

鶴田 一郎

令和3年3月25日(木) 11:30 ~ 於 ロープかすみがうら 3階

審議事項

1. 出席委員長の選任について

新しい出席委員長に藤澤会員を全員の賛成で選任する。

2. 環境保全プロジェクト “2021茨城海岸美化プロジェクト”

地区委員の佐藤ぱうろ会員から説明がある。

賛成多数により、土浦ロータリークラブとして申請をする。

3. 第64期 委員会構成 の件

廣瀬正会員は 米山奨学生カウンセラーなので、

米山記念奨学委員を兼務希望、承認される。

上村会員の兼務の丸印をつける。

次年度の委員会構成を 全員の賛成により、承認される。

4. 社会奉仕プロジェクトの件

*電動アシスト3台で電動キックボードはいらないのでは？

*電動アシストは1台ぐらいで、電動アシストなしを複数台のほうがよいのでは？

*タンDEM型自転車など、特徴がある自転車の方が良いのではないかと？

*今回だけでなく 複数年の計画にして、より多くの自転車を寄贈した方がよいのでは？

などの意見が出たため、改めて土浦市の要望を聞き、寄贈の自転車の選定をし直して、持ち回り事前理事会にかける。

また、予算枠も通年より多く計上する方向で考える。

5. 第64期 家庭集会開催 の件

以下の日程で承認される。

① 会員組織、会計

開催場所 : かね喜

日時 : 令和3年 5月 11日 18:30~

③ 奉仕プロジェクト、ロータリー財団、米山記念奨学

開催場所 : ロープ

日時 : 令和3年 5月 13日 18:30~

② クラブ管理運営、SAA

開催場所 : 霞月楼

日時 : 令和3年 5月 12日 18:30~

事務局からのお知らせ 4月の出勤予定は

1(木)、6(火)、7(水)、8(木)12(月)、14(水)、15(木)、20(火)、21(水)、22(木)、26(月)、28(水)、30(金)です。

第64期 土浦ロータリークラブ委員会構成

会	長	鶴田 一郎	副 会 長	佐藤 ぱうる	直 前 会 長	飯山 孝之
幹	事	中島 賢一	副 幹 事	沼尻 大		
S	A	A	副 S A A	○平島 隆之	○田邊 拓士	○中山 雅彦
会	計	吉田 明浩	副 会 計	○藤田 雪絵		

会 員 組 織	委員長/理事 佐藤 ぱうる						
	委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員			
	会 員 増 強	高橋 宏成	安藤真理子	小原 芳道			
	職業分類・会員選考	高田 知己	坂本 史郎	○渡邊 俊樹	萩原 英彦		
ロータリー情報	竹内 崇	○大槻 利夫	○河合 隆	小網 祐司			
ク ラ ブ 管 理 運 営	委員長/理事 小坂 博						
	委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員			
	出 席	藤澤 昭彦	○沼田 真一	佐藤 昭仁	○大塚 芳行		
	親 睦 活 動	福田 雅典	磯 充	○上村 毅	○田邊 拓士	○古徳 尚子	三輪谷博史
	プ ロ グ ラ ム	橋本 祐一	○河合 隆	○廣瀬 太	竹中 廣夫		
	ク ラ ブ 会 報	白田 恭士	關本 淳一	小倉 史義			
	公共イメージ	寺内 孝	○大槻 利夫	○松浦 晃	cico ○平島 隆之		
奉 仕 プ ロ ジ ェ ク ト	委員長/理事 飯山 孝之						
	委 員 会	委 員 長	副委員長	委 員			
	職 業 奉 仕	理事/ 菊池泰正	大場 傳美	○中島 祥博	石塚ひろみ		
	社 会 奉 仕	理事/ 原田博夫	○藤田 雪絵	環境保全担当 ○渡邊 俊樹	人間尊重担当 ○中島 祥博		
	青 少 年 奉 仕	理事/ 鈴木 亮	金澤 幸江	廣瀬 昭雄	○上村 毅		
	国 際 奉 仕	理事/ ○廣瀬正	○沼田 真一	長島 明伸	システム担当 円城寺紘征		
	ロ ー タ リ ー 財 団	理事/ 山本和男	鈴木 實	○大塚 芳行	大内 美幸		
米 山 記 念 奨 学	理事/ 高木博昭	堀越 恒夫	○古徳 尚子	宇田川仁一郎	○廣瀬 正		

○印は兼任

にここBOX

3/25 計36,000 累計1,685,000

出席報告

会 員	欠 席	出 席	免除・欠席	出席率
60名	20名	40名	3名	70.17

例会予告

4月8日 新入会員卓話 佐藤 昭仁 会員
 4月15日 新入会員卓話 福田 雅典 会員